＼町民とつくる議会へ／

# 議員の定数と報酬の改定決定！

2元代表制の一翼を担う議会。町民の暮らしを守り、声を町政に反映させる大切な役割を果たすための必要な人数とは？報酬は？

定例会９月会議で条例改正が可決となり、来年の改選後（令和９年１０月１日）より施行されます。

## 背景

現在の議員定数16名は、平成19年（人口18,832人）から、令和7年（人口16,025人）まで約20年現状維持でした。また、議員報酬は、平成9年から３０年間見直しされませんでした。

## 目的

人口減少社会の進行や議員のなり手不足の解消、議会機能の維持の観点から将来を見据えた議会のあり方について検討しました。

## 経過

令和６年より議論を開始。令和7年から議会運営委員会において本格的に議論を進め、全議員の年間活動量等を調査。議員定数の規模及び議員報酬の適正な水準を検証しました。

## 第三者視点

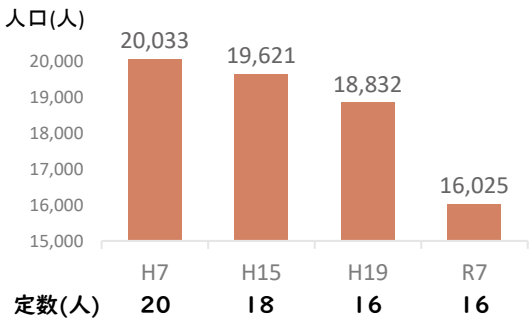
町民参加の機能的な二元代表制の実現・強化に向け、三春町特別職報酬等審議会の答申を受けたうえで、報酬額を判断しました。

## 定数削減

**16人 → 14人**

少子高齢化や人口減少を背景に、町民の意見や他自治体の動向、議会運営への影響などを考慮し適正な議員定数を設定しました。

### 三春町の人口と議員定数の推移






## 報酬引き上げ

**議員１人あたり月額**

**224,000円 → 260,000円**

議員報酬を引き上げ、常任委員長および議会運営委員長の報酬を新設しました。議員活動の負担増加やなり手不足への対策として、調査・分析を基に適正額を算定しました。

改正前

| 区分 | 月額 |
|---|---|
| 議　長 | 310,000 円 |
| 副議長 | 246,000 円 |
| | |
| 議　員 | 224,000 円 |

改正後（令和９年10月１日から適用）

| 区分 | 月額 |
|---|---|
| 議　長 | 346,000 円 |
| 副議長 | 282,000 円 |
| 各委員長 | 271,000 円 |
| 議　員 | 260,000 円 |